名　称　紀伊由良港三井第三号灯浮標
位　置
所在地　和歌山県由良港（紀伊由良港一のハイ防波堤北灯台の北東方約二・〇キロメートル）
北　緯　三三―五七―〇一
東　経　一三五―〇四―五〇
廃止年月日　平成二十二年八月六日

○海上保安庁告示第百九十三号

航路標識の名称の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年九月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　紀伊由良港三井第一号灯浮標
位　置
所在地　和歌山県由良港（紀伊由良港一のハイ防波堤北灯台の北東方約一・三キロメートル）
北　緯　三三―五六―四四
東　経　一三五―〇四―三三
変更した事項　名　称　紀伊由良港三井灯浮標
変更年月日　平成二十二年八月六日

○海上保安庁告示第百九十四号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年九月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　渡久地港本部防波堤仮設灯台
位　置
所在地　沖縄県渡久地港（渡久地南防波堤外端）
北　緯　二六―三八―二八
東　経　一二七―五二―三九
廃止年月日　平成二十二年八月十二日

○海上保安庁告示第百九十五号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年九月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　渡久地港本部防波堤灯台
位　置
所在地　沖縄県渡久地港（渡久地南防波堤外端）
北　緯　二六―三八―二八
東　経　一二七―五二―三九
変更した事項　位　置
所在地　沖縄県渡久地港（渡久地南防波堤外端）
北　緯　二六―三八―二八
東　経　一二七―五二―三六
変更年月日　平成二十二年八月十二日

○海上保安庁告示第百九十六号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年九月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　下甑島西方浮魚礁施設灯
位　置
所在地　釣掛埼灯台（鹿児島県薩摩川内市）の西方約二二キロメートル
北　緯　三一―三七―一一
東　経　一二九―二六―五二
廃止年月日　平成二十二年八月十四日

○東北地方整備局告示第百三十三号

最上川水系丹生川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局新庄河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月九日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第百三十四号

最上川水系最上小国川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局新庄河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月九日

東北地方整備局長　青山　俊行

○九州地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月九日

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百九十七号
(三)　道路の区域
区間　敷地の幅員　延長
伊万里市南波多町府招字長田三〇三五番から同市大坪町字永山甲一七八〇番二まで　一一・〇〇～一五・七六（メートル）　一・九二〇（キロメートル）
伊万里市木須町字藤ノ尾五七七番三から同市木須町字古戸渡島四五五一番まで　一一・二〇～一〇七・四四　一・一一四
(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

国会事項

衆議院

報告書受領

九月七日内閣から次の報告書を受領した。

平成二十一年度（出納整理期間を含む。）における予算使用の状況

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人
外務大臣岡田克也海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（九月六日）

警察庁

（警察庁長官官房付）警視監　伴　敏之
科学警察研究所副所長を命ずる（九月三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月八日マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の独立記念日につき、同月七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、健康保険病院労働組合から、要員の確保等の要求に関して、平成22年9月12日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成22年9月9日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表

北海道　札幌社会保険総合病院、北海道社会保険病院及び北海道社会保険介護老人保健施設
宮城県　仙台社会保険病院、東北厚生年金病院、宮城社会保険病院及び宮城社会保険介護老人保健施設
秋田県　秋田社会保険病院及び秋田社会保険介護老人保健施設
福島県　社会保険二本松病院及び二本松社会保険介護老人保健施設
栃木県　宇都宮社会保険病院及び宇都宮社会保険介護老人保健施設